

京都市告示第 3 2 0 号

土壤汚染対策法第 6 条第 1 項及び第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和 8 年 8 月 2 1 日

京都市長 松 井 孝 治

1 土壤汚染対策法第 6 条第 1 項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市中京区車屋町通夷川上る少将井御旅町 3 3 7 番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(3) 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第 6 の 1 の項の中欄に定める「地下水の水質の測定」

2 土壤汚染対策法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市中京区車屋町通夷川上る少将井御旅町 3 3 7 番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)